

## 令和3年1月以降に満期を迎えるご契約者様へ

## — 火災共済制度改定のご案内 —

いつも東京都火災共済協同組合の事業をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

令和3年1月以降共済始期の契約について火災共済の制度改定を実施いたしました。本改定により、ご契約にあたって共済掛金や補償内容が大きく変更となっている場合がございますので、今一度ご契約内容をご確認のうえ、お手続きいただきますようお願い申し上げます。

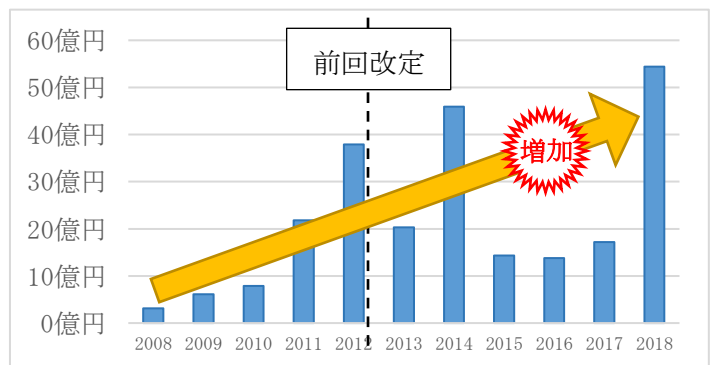
### ① 共済掛金の改定

#### (1) 自然災害増加を踏まえた共済掛金の改定

近年の平成26年豪雪による雪災、平成30年7月豪雨による水災、平成30年台風21号及び台風24号による風災といった様々な自然災害が発生し、共済金の支払いが増加していることから、共済掛金率を改定しました。



風・雹・雪災、水災による損害共済金の推移



#### (2) 築浅割引率の改定

築浅物件の方が、築年数が経過した建物よりリスクが低い実態にあります。こうしたリスクの差を共済掛金に反映するため、築浅物件を対象とした割引（建物のみ）を拡大しました。

#### 割引率および割引期間の拡大

2016年12月改定		2021年1月改定	
築10年未満	10%割引	築10年未満	<b>30%割引</b>
		築10年以上 築20年未満	<b>15%割引</b>

#### (3) 地震危険補償特約の共済掛金率の改定

地震危険補償特約掛金率は地震保険に関する法律（昭和41年5月18日法律第73号）に定める「地震保険」を参考に設定しております。「地震保険」の保険料率改定に伴い、当組合の特約掛金率を改定しました。

#### 改定前後の地震共済掛金（共済金額1,000万円）

物件 種別	改定前		改定後	
	イ構造	ロ構造	イ構造	ロ構造
住家	18,000円	28,000円	19,800円	30,400円
非住家	26,300円	40,800円	28,900円	44,300円

### ② 水災補償の拡充

近年、大規模な水害が頻発していることを踏まえ、総合火災共済および新総合火災共済のD型の水災の補償内容を拡充しました。

＜水災補償例＞ 建物・家財の損害割合が30%以上の場合

- 総合火災共済：共済金額×損害の額/共済価額 ~~×縮小割合(70%)~~
- 新総合火災共済D型：損害の額 ~~×縮小割合(70%)~~

縮小割合を撤廃

### ③その他の改定

#### (1)風雪災の損害額 20 万円未満補償の新設

損害額に関わらず、風雪災が補償の対象となる「風災等支払方法拡充特約」を新設しました。

#### (2)借家人賠償責任補償特約の新設

火災や破裂・爆発の事故による借戸室に対する法律上の損害賠償責任を補償する「借家人賠償責任補償特約」を新設しました。

#### (3)工場物件の水災補償の新設

工場物件に対して水災を補償する「水害共済金補償特約」を新設しました。

#### (4)事業継続力強化割引の新設

中小企業庁の「事業継続力強化計画」認定事業者の方は割引対象になる場合がありますので、ご相談ください。

#### (5)新価補償契約(新価共済特約・価額協定共済特約付帯契約)の臨時費用共済金の変更

新価補償契約の場合、事故の際に実際にかかった修理金額以上に共済金が支払われるケースがあるため、十分な補償内容で合理的な共済掛金となるように臨時費用共済金を損害共済金×10%（100万円限度）に変更しました。

## 地震危険補償特約のおすすめ

建物を対象としてご契約の方は新しく誕生した**地震危険補償特約**へのご加入を検討してみてもはいかがでしょうか？

住宅の建物に加え、住宅を含まない事務所・店舗・工場などの**事業用建物も補償の対象**になります。  
(主契約の30%～50%の範囲内 1,000万円限度)

#### ・補償の範囲



#### ・損害の認定

市区町村が交付する「り災証明書」により被害認定を行い共済金をお支払いします。「り災証明書」が発行されない場合は組合が認定の基準に従って被害認定をおこないます。

- ① 全壊・・・地震共済金額×100%（時価が限度）
- ② 大規模半壊・・・地震共済金額×60%（時価の60%が限度）
- ③ 半壊・・・地震共済金額×30%（時価の30%が限度）

#### ・加入方法

火災共済



共済の対象は「建物」に限ります。

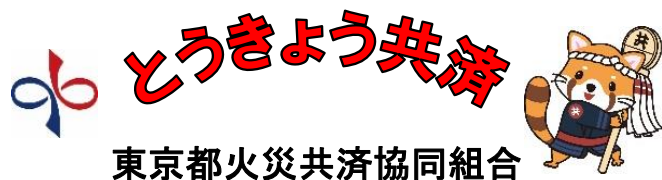
地震危険補償特約

地震危険補償特約は、火災共済とセットで加入する必要があります。

※対象物件は、**昭和56年6月以降**建築の建物となります。

（昭和56年5月31日以前建築の建物であっても、新耐震基準と同等の耐震性能が確認できる場合には、お引受けすることができます）

◎詳細はお問い合わせください



〒104-0061 東京都中央区銀座2-10-18

中小企業会館2階

TEL 03-3542-0271

FAX 03-3545-8606

【受付時間】平日 午前9:00～午後5:00

（土・日・祝日、年末年始を除きます。）

◎このご案内は、改定の概要を説明したものです。共済金をお支払いできない場合等の詳しい内容につきましては、「約款」「重要事項説明書」「パンフレット」をご覧ください。

◎ご不明な点につきましては当組合までお問い合わせください。  
◎当組合と全日本火災共済協同組合連合会が共同して共済契約をお引き受けいたします。